

## 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

(平成 11 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までの間に入居した方が対象)

税源移譲により 19 年分の所得税が減少した場合、所得税から住宅ローン控除額が控除しきれない方があります。この対応として、個人住民税の制度においては以下の措置が講じられています。該当の方は、平成 20 年度から平成 28 年度まで毎年申告が必要です。

### ■ 対象年度

税源移譲による所得税への影響は平成 19 年分の所得税から生じるため、この措置は平成 20 年度から平成 28 年度までの個人住民税において適用されます。

### ■ 対象者

下記の A または B に該当する方です。

A ⇒ 税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方。

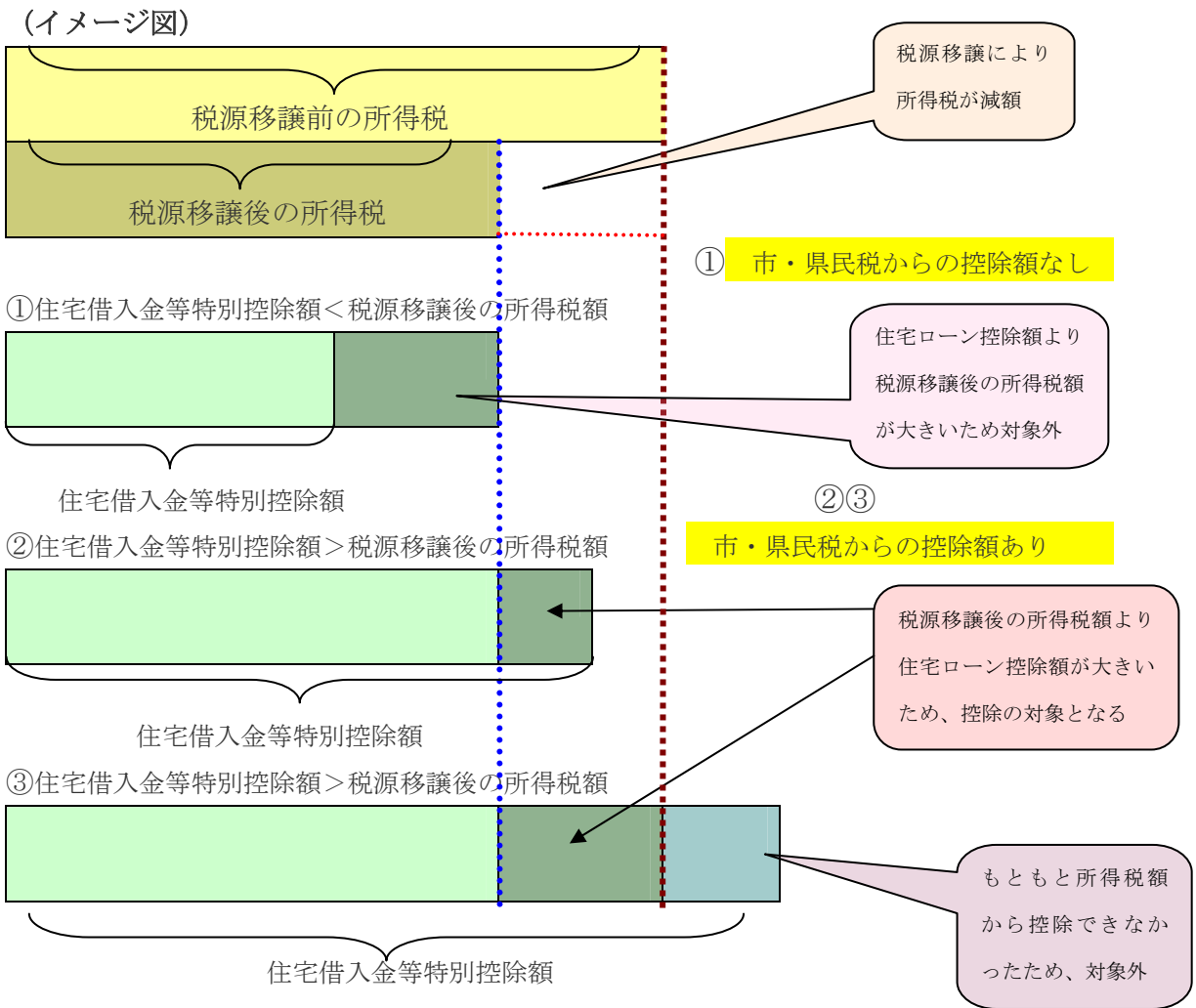
B ⇒ 住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

### ■ 控除額（翌年度分の個人住民税から控除）

$$\text{住宅ローン控除額} = \left[ \begin{array}{l} \text{①前年分の所得税の住宅ローン} \\ \text{控除可能額} \\ \text{②税源移譲前の税率で計算した} \\ \text{前年分の所得税額} \\ \text{上記①②のいずれか少ない方の額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{税源移譲後の税率} \\ \text{で算出した前年分} \\ \text{の所得税額} \end{array} \right]$$

### (参考) 所得税の税率

平成 18 年分まで			平成 19 年分より税率改正		
課税される所得金額	税率	速算控除額	課税される所得金額	税率	速算控除額
330 万円未満	10%	0 円	～ 195 万円	5%	0 円
330 万円以上 ～ 900 万円未満	20%	330,000 円	195 万円 ～ 330 万円	10%	97,500 円
900 万円以上 ～ 1,800 万円未満	30%	1,230,000 円	330 万円 ～ 695 万円	20%	427,500 円
1,800 万円以上	37%	2,490,000 円	695 万円 ～ 900 万円	23%	636,000 円
			900 万円 ～ 1,800 万円	33%	1,536,000 円
			1,800 万円～	40%	2,796,000 円



《例1》 上記①図

【住宅借入金等特別控除額が改正後税率所得税額よりも少ない場合】

給与収入 440万円 給与所得 298万円 控除合計額 158万円  
住宅借入金等特別控除額 5万円 の場合

(計算式)

課税総所得金額

$$\text{所得 (298万円)} - \text{控除 (158万円)} = 140\text{万円}$$

改正前税率で計算した所得税額

$$140\text{万円} \times 0.1 = 14\text{万円}$$

改正後税率で計算した所得税額

$$140\text{万円} \times 0.05 = 7\text{万円}$$

住宅借入金等特別控除額

$$5\text{万円}$$

住民税住宅借入金等特別税額控除額

$$5\text{万円} - 7\text{万円} = -2\text{万円}$$

住民税住宅借入金等特別税額控除は適用されません。

14万円と5万円を比較  
少ない方の金額 5万円

## 《例2》 上記②図

### 【住宅借入金等特別控除額が改正後税率所得税額よりも多い場合】

給与収入 440万円 給与所得 298万円 控除合計額 158万円

住宅借入金等特別控除額 25万円 の場合

(計算式)

課税総所得金額

$$\text{所得 (298万円)} - \text{控除 (158万円)} = 140\text{万円}$$

改正前税率で計算した所得税額

$$140\text{万円} \times 0.1 = 14\text{万円}$$

改正後税率で計算した所得税額

$$140\text{万円} \times 0.05 = 7\text{万円}$$

住宅借入金等特別控除額

25万円

住民税住宅借入金等特別税額控除額

$$14\text{万円} - 7\text{万円} = 7\text{万円}$$

7万円が住民税住宅借入金等特別税額控除額となります。

14万円と25万円を比較  
少ない方の金額 14万円

## ■ 参考

※ 全国地方税務協議会ホームページ内リーフレット

[http://www.zenzeikyo.jp/ippan/koho/pdf/shinkoku\\_leaflet.pdf](http://www.zenzeikyo.jp/ippan/koho/pdf/shinkoku_leaflet.pdf)

※ 総務省ホームページ

[http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei\\_seido/zeigenijou2.html](http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/zeigenijou2.html)

## ■ 申告方法（平成20年1月1日現在、各務原市に住民登録がある方の場合）

該当される方は、平成20年3月17日までに下記の要領で申告書を提出してください。

### ⑦確定申告書を提出される納税者の方

岐阜南税務署または申告会場にて、確定申告書とともに住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。

### ④給与収入のみを有しており、確定申告書を提出されない納税者の方

各務原市役所 税務課窓口【⑬窓口】へ、源泉徴収票（住宅借入金等特別控除可能額の金額が記載されているもの）を添付して、住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。（各市民サービスセンター、川島振興事務所では書類をお預かりしますが、内容の確認はいたしません。）

※ ⑦と④では申告用紙が異なりますので、ご注意ください。

※ 申告用紙は、市役所税務課、各市民サービスセンター、川島振興事務所、税務署、申告相談会場に設置してあります。

## ■ 郵送受付

上記④に該当し窓口までお越しになれない方については、郵送での申告も可能です  
〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所 税務課 市民税グループまで、申告書と源泉徴収票を同封して送付してください。

【関連書類】 申請書ダウンロードのページへ【[ダウンロードできます](#)】

## 地震保険料控除の創設

平成 20 年度から、これまでの損害保険料控除（長期・短期）が見直され、「地震保険料控除」が創設されました。

### ■ 制度の概要

近年多発している地震災害に備え「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産（住宅・家財）を保全する地震保険の普及を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、地震保険料控除が創設されました。

### ■ 対象となる損害保険契約等

地震保険料控除の対象となる地震保険契約には、次の要件がすべて必要です。

- ① 納税者や納税者と生計を一にしている配偶者、その他の親族が所有している、居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約であること。
- ② 地震、噴火または津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額をてん補する保険金や共済金が支払われるもの。

### ■ 経過措置（長期損害保険契約に係る損害保険料）

一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。（上限 10,000 円）

- ① 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した契約（保険期間または共済期間の始期が平成 19 年 1 月 1 日以後のものは除く）
- ② 満期返戻金のあるもので、保険期間または共済期間が 10 年以上の契約  
（注）従来の長期損害保険料控除対象契約のみで、短期損害保険料については対象外。

### ■ 控除額

保険の支払い金額に応じて、次の計算式による控除額となります。

#### ㉞ 地震保険料

年間の支払保険料の合計	控除額
0 円 ～ 50,000 円	支払保険料 × 1/2
50,001 円 ～	25,000 円

#### ㉟ 旧長期損害保険料

年間の支払保険料の合計	控除額
0 円 ～ 5,000 円	支払保険料
5,001 円 ～ 15,000 円	支払保険料 × 1/2 + 2,500 円
15,001 円 ～	10,000 円

#### ㊱ ㉞㉟両方がある場合

㉞㉟それぞれの方法で計算した金額の合計額（上限 25,000 円）

※ 一つの契約で長期損害保険、地震保険の両方に加入している場合は、いずれか一方しか選択できません

（有利な方を選択できます）

(例) 下記の控除証明書が届いた場合

控除証明書 例①			控除証明書 例②		
種 類	控除対象掛金	控除証明額	種 類	控除対象掛金	控除証明額
地震保険	30,000 円	30,000 円	地震保険	10,000 円	10,000 円
長期損害保険	200,000 円	200,000 円	長期損害保険	150,000 円	150,000 円

計算例① 控除証明書 例① のみの場合

地震保険料を適用  $30,000 \text{ 円} \times 1/2 = 15,000 \text{ 円}$

損害保険料を適用 最高限度額適用されて 10,000 円

地震 15,000 円 > 損害 10,000 円 地震保険料適用が有利

計算例② 控除証明書 例② のみの場合

地震保険料を適用  $10,000 \text{ 円} \times 1/2 = 5,000 \text{ 円}$

損害保険料を適用 最高限度額が適用されて 10,000 円

地震 5,000 円 < 損害 10,000 円 損害保険料適用が有利

計算例③ 控除証明書 例① 控除証明書 例② 両方ある場合

計算例①の地震保険料 15,000 円 + 計算例②の損害保険料 10,000 円

合計額 25,000 円 (上限 25,000 円) が控除額となる

■ 申告方法

保険料支払金額の多少に関係なく、支払金額や控除を受けられることを証明する書類を添付し、申告してください。ただし、年末調整で控除されたもの、所得税の確定申告をされた場合は、その必要はありません。

## 税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

～平成 19 年度個人住民税にのみ適用～

平成 19 年に所得が減り、税源移譲による所得税率変更による税負担軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担増加の影響のみを受ける方については、すでに納付された平成 19 年度分の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

※ 平成 19 年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成 20 年 1 月 1 日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

※ この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）額の差の合計額が、平成 20 年度の住民税の合計課税所得金額（課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額）以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

### ■ 対象者

下記の A と B を満たす方

A ⇒ 平成 19 年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）が、所得税と住民税の人的控除額の差の合計額を超えること。

B ⇒ 平成 20 年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）が、所得税と住民税の人的控除額の差の合計額以下であること。

※ 平成 19 年度住民税（所得割）が課税されている方が対象となります。

※ 人的控除額の差：所得税の控除額と住民税の控除額との差を指します。

（単位 万円）

控除の種類		住民税	所得税	控除の差	
基礎控除		3 3	3 8	5	
配偶者 控 除	一般の控除対象配偶者	3 3	3 8	5	
	老人控除対象配偶者	3 8	4 8	1 0	
	同居特別障害者である 控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	5 6	7 3	1 7
		老人控除対象配偶者	6 1	8 3	2 2
配偶者 特別控除	配偶者の合計所得金額 38 万円超 40 万円未満	3 8	3 3	5	
	配偶者の合計所得金額 40 万円以上 45 万円未満	3 6	3 3	3	
扶 養 控 除	一般の扶養親族	3 3	3 8	5	
	特定扶養親族	4 5	6 3	1 8	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	3 8	4 8	1 0
		同居老親等	4 5	5 8	1 3
	同居特別障害者	一般の扶養親族	5 6	7 3	1 7

	である扶養親族	特定扶養親族	68	98	30
		同居老親等以外の老人扶養親族	61	83	22
		同居老親等の老人扶養親族	68	93	25
障害者 控除	一般の障害者		26	27	1
	特別障害者		30	40	10
寡婦控除	一般の寡婦		26	27	1
	特定の寡婦		30	35	5
寡夫控除			26	27	1
勤労学生			26	27	1

#### ■ 計算方法

平成 19 年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。

#### ■ 申告方法

平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日までの間に、平成 19 年 1 月 1 日現在の住民登録地市町村へ申告してください。

注：期間内に申告がなされないと、適用になりません。

市民税・県民税減額申告書 ([EXCEL:40KB](#)) ([PDF:158KB](#))

市民税・県民税減額申告書記載例 ([EXCEL:40KB](#)) ([PDF:121KB](#))